脳血管内治療を円滑に行うための転院搬送の充実に向けた取組

【脳卒中急性期医療機関間の情報共有の充実】

- 〇 脳血管内治療が実施可能な病院は限られている。
- 治療が可能な病院であっても、満床、専門医の不在や血管撮影装置が使用できない等の様々な状況により実施できない場合がある。

脳血管内治療が実施できない病院から、実施可能な病院への円滑な転院搬送

- ・脳卒中急性期医療機関間の情報共有を充実し、転院搬送による脳血管内治療 が円滑に行えるよう、東京消防庁「病院端末装置」を活用した取組を行う。
- ・脳血管内治療適応の患者を転院搬送する脳卒中急性期医療機関は、病院端末装置により患者を受入可能な医療機関をリアルタイムで確認し、医療機関と 受入調整を行う。
 - ※これまでの既存のネットワーク等を活用した転院搬送先の調整を補完する ものとして、病院端末装置を活用したより円滑な選定を可能とする。

脳血管内治療実施のための搬送フロー図 救急隊 発症から24時間以内 発症から24時間超 脳卒中急性期医療機関A 脳卒中急性期医療機関B t-PA 脳血管内治療適応あり 自施設において、 自施設において、 脳血管内治療が対応できない 脳血管内治療が可能 転送元医療機関が転院搬送先を選定 既存のネットワークにより、 ① 病院端末装置の「脳血管内治療」の表示を確認し、転院搬送の 転院搬送先を選定 候補先を選ぶ。 ② 候補先の医療機関と受入の可否について調整を行う。 ③ 転院搬送先の選定(決定) ICT活用情報共有ツールを用いて、画像等の患者情報を共有 転院搬送 自施設において、 転院搬送先において、脳血管内治療実施

脳血管内治療実施